

災害時要援護者名簿の提供について

日頃からの地域での支え合いの取組によって災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、協定を締結している自治会町内会へ名簿の提供を行っています。

今年度も要援護者宛に、自治会町内会に提供する名簿への掲載に関する意向確認を行います。

1 要援護者への意向確認方法について

(1) 同意確認の対象者（同意方式で協定締結している自治会町内会が対象）

今年度新たに対象となった方及び過去に同意のなかった方に、名簿掲載に関する同意確認書を送付します。

(2) 削除の意向確認の対象者（情報共有方式で協定締結している自治会町内会が対象）

今年度新たに対象となった方に、名簿削除に関する削除依頼書を送付します。

2 今後のスケジュール

	要援護者	区役所	自治会・町内会
10月22日(月)		区連会で説明	
12月上旬	同意確認書・削除依頼書の送付		
12月中旬 (締め切り)	同意確認書・削除依頼書の返送		
平成30年 2月下旬		平成30年度名簿の提供（郵送）	
平成30年 4月下旬		平成29年度名簿の返却（郵送）	

3 平成30年度の名簿の提供及び平成29年度の名簿の返却について

平成30年度の名簿を2月に郵送します。また、平成29年度の名簿につきましては、名簿と一緒に送付する返信用のレターパックに入れて、4月下旬までに返却をお願いします。

担当 港北区高齢・障害支援課
廣瀬、佐藤、東
電話 045-540-2317
FAX 045-540-2396

■ 送付対象地区 (同意方式で協定を締結している地区)

・連合町内会

綱島地区連合自治会、大曾根自治会連合会、樽町連合町内会、師岡地区連合町内会
大倉山地区連合町内会、城郷地区連合町内会、新羽町連合町内会、新吉田連合町内会
新吉田あすなろ連合町内会

・単位町内会

【日吉地区】日吉本町東町会、日吉本町西町会、日吉町自治会、日吉町宮前自治会、
下田町自治会、サンヴァリエ日吉自治会、コンフォール南日吉自治会、
箕輪町町内会、日吉第7コーポ自治会、日吉第三コーポ自治会

【菊名地区】菊名北町町内会、錦が丘町内会、ふじ町内会、大倉山ハイム町内会

【篠原地区】菊名南町自治会、篠原西町自治会、仲手原自治会、篠原台町自治会、

【高田地区】高田西原自治会、高田町内会

■ 送付対象地区 (情報共有方式で協定を締結している地区)

・単位町内会

【日吉地区】日吉台町内会、常盤会自治会、さかえ住宅自治会

【篠原地区】仲手原南自治会、篠原東自治会

【高田地区】高田町住宅自治会、高田町住宅親交会、高田東町会、高田町親和会、
高田中央町内会、自治会しらさか

<参考>災害時要援護者

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、
難病患者

③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

「災害時要援護者」情報の提供について

日頃から横浜市港北区政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

地震などの災害発生時に、高齢者や障害者などの自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支えあいが重要です。

区役所では、災害対策基本法に基づく災害時要援護者名簿に掲載されている方のうち、同意があった方の情報を、自治会町内会、民生委員など、区役所と「要援護者情報の提供に関する協定」を締結した団体（以下「自治会町内会等」といいます。）に提供しています。

つきましては、ご自分の情報を区役所が協定を締結した自治会町内会等に提供してもよい場合は、同封の同意書に記入し、区役所にご返送ください。

■ 提供される情報（災害時要援護者名簿に載せる情報）

- ①氏名 ②住所又は居所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号その他連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由（介護、障害） ⑦その他（緊急連絡先等）

■ 同意書返送期限

平成 30 年 12 月〇日（〇）

■ 個人情報の取扱い

- ・提供した個人情報に関しては、秘密保持を徹底します。災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用するものとし、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。
- ・自治会町内会等が、名簿に掲載された方への訪問を行い、支援に必要な事項を伺うことがあります。
- ・ご不明な点がございましたら、区役所へお問合せください。

<問合せ・ご相談>

港北区役所高齢・障害支援課 高齢・障害係
横浜市港北区大豆戸町 26-1
電話 540-2317
FAX 540-2396
担当 廣瀬、佐藤、東

【裏面あり】

■ ご了承いただきたいこと

この取組は、地域の共助の取組によるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。情報提供に同意することによって、災害時に必ず助けがくるという制度ではありません。

ご自身でも災害に備えて、

- 必要な物資を少なくとも3日分備蓄
- 災害時の避難先、緊急連絡先の確認
- 防災訓練への参加

などの取組をしておくことが大切です。

また、日頃から地域の方々と顔の見える関係を築いておくことも災害時には大きな助けとなります。

～ 今回お知らせをお送りしている方 ～

区役所と協定を締結した団体のエリアに住民登録をしており、ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、
または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている
身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、
身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

〒888-8888

横浜市港北区

《住所》

《肩書》

〇〇〇太郎 様

《氏名》

《ナンバー》29@@@@

港北区役所 高齢・障害支援課

【問合せ】電話：045-540-2317

FAX：045-540-2396

「災害時要援護者」情報の提供についての 同意書

ご自分の情報を区役所と「要援護者情報の提供に関する協定」を締結した団体（自治会町内会、民生委員等）に提供してもよい場合は、平成30年12月〇日(△)までに港北区役所 高齢・障害支援課にご返送ください。

私は、氏名、住所又は居所、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他の情報を、区役所と協定を締結した団体（自治会町内会、民生委員等）に提供し、訪問を受けることに同意します。

記入日：平成 年 月 日

本人氏名 _____ ㊟（本人自署の場合は、押印不要です）

本人住所 _____
（宛先と異なる場合のみ記入）

電話番号 _____

※ 代理の方が記入した場合、どなたが記入したかご記入ください。

代理者氏名 _____（本人との関係 _____）

代理者連絡先 _____

災害時要援護者名簿の提供について

日頃から横浜市港北区政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

地震などの災害発生時に、高齢者や障害者などの自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支えあいが重要です。

区役所では、災害対策基本法により災害時要援護者名簿を作成するとともに、同法及び横浜市震災対策条例に基づき、自治会町内会をはじめとする、区役所と「要援護者情報の提供に関する協定」を締結した団体（以下「自治会町内会等」といいます。）へ名簿を提供しています。

つきましては、自治会町内会等への情報提供にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、災害時要援護者名簿から削除することを希望される場合は、同封の削除依頼書をご返送ください。

■ 提供される情報（災害時要援護者名簿に載せる情報）

- ①氏名 ②住所又は居所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号その他連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由（介護、障害） ⑦その他（緊急連絡先等）

■ 削除依頼書返送期限

平成30年12月〇日（〇）

※災害時要援護者名簿からの削除を希望される場合のみご提出ください。

■ 個人情報の取扱い

- 提供した個人情報に関しては、秘密保持を徹底します。災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用するものとし、本人の同意なく目的以外のごことに使用いたしません。
- ご不明な点がございましたら、区役所へお問合せください。

<問合せ・ご相談>

港北区役所 高齢・障害支援課 高齢・障害係
横浜市港北区大豆戸町26-1
電話：540-2317
FAX：540-2396
担当 廣瀬、佐藤、東

【裏面あり】

■ ご了承いただきたいこと

この取組は、地域の共助の取組によるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。自治会町内会等に提供する要援護者名簿に掲載することで 災害時に必ず助けがくるという制度ではありません。

ご自身でも災害に備えて、

- 必要な物資を少なくとも3日分備蓄
- 災害時の避難先、緊急連絡先の確認
- 防災訓練への参加

などの取組をしておくことが大切です。

また、日頃から地域の方々と顔の見える関係を築いておくことも災害時には大きな助けとなります。

～ 今回お知らせをお送りしている方 ～

区役所と協定を締結した団体のエリアに住民登録をしており、ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、
または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている
身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、
身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

〒888-8888

横浜市港北区

《住所》

《肩書》

〇〇〇太郎 様

《氏名》

《ナンバー》29@@@@

港北区役所 高齢・障害支援課

【問合せ】電話：045-540-2317

FAX：045-540-2396

災害時要援護者名簿 削除依頼書

※ご自分の情報を提供してもよい方は、提出不要です。

私は、区役所と「要援護者情報の提供に関する協定」を締結した団体（自治会町内会等）に提供する災害時要援護者名簿からの削除を依頼します。

記入日：平成 年 月 日

本人氏名 _____ ㊟（本人自署の場合は、押印不要です）

本人住所 _____
（宛先と異なる場合のみ記入）

電話番号 _____

※ 代理の方が記入した場合、どなたが記入したかご記入ください。

代理者氏名 _____（本人との関係：_____）

代理者連絡先 _____

※ 区が保管する災害時要援護者名簿からの削除を行うものではありません。

港北区の 自治会町内会

加入のご案内

●自治会町内会とは？

自治会町内会とは、同じ地域に住む人々によって構成される自治組織です。日頃から、美化活動に取り組んだり、防犯・防災活動を中心に行っているのは自治会町内会の皆さんです。様々な活動を通じて、いざという時に助け合える関係を築くことができます。現在、港北区では約7割の方が自治会町内会に加入しています。皆さんも、自治会町内会に加入しませんか？



自治会町内会の活動紹介

防災・防犯活動

災害時に備えて、地域防災拠点や各自治会町内会で防災訓練を行うなど、普段から「顔の見える関係」を築くことで、いざというときに助け合える仕組みが作れます。



福祉活動

高齢者の見守りや居場所づくり、子ども会の活動のほか、災害時に自力での避難が困難な方の安否確認に備え日頃の関係づくりに取り組んでいます。



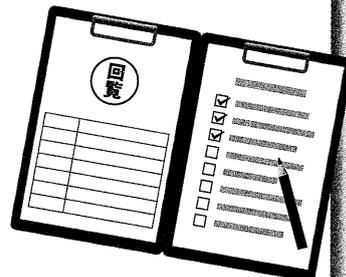
まちの美化活動

ごみ集積場所の多くは自治会町内会によって管理されています。「正しく分別されているか」「ポイ捨てなどがされていないか」など見守り活動を行うことで、地域をキレイに保ち、快適で安全な生活を送ることができます。

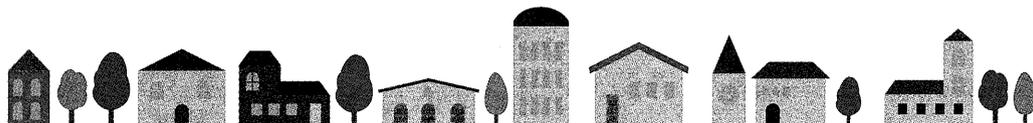


情報共有

自治会町内会では回覧板や掲示板等による情報共有を行っています。区役所からのお知らせや地域の情報、イベントの情報など、生活に必要な情報を知ることができます。



他にも、各自治会町内会で様々な活動をしています。



大規模な震災では「火災、救助、避難」などの命を守る初期段階から、その後の生活を営む「復旧、復興」まで地域に住んでいる市民の皆さんの相互協力による活動が不可欠となってきます。いざという時に効果的な活動を行えるようにするためには、日頃から隣近所で助け合える関係を築くことが大切です。「自分の身は自分で守る、みんなの地域はみんなで守る」という気持ちを常に持ち、普段から災害に備える必要があります。

そのような関係を築くには、地域での交流を図りお互いに気遣いができる関係性が必要となります。その関係性をより有効に働かせるための組織が自治会・町内会です。

自治会・町内会に加入し、お互いに助け合える関係を築きましょう。

港北区連合町内会のホームページで、お住まいのご住所がどの自治会町内会に該当するか調べられます。

港北区連合町内会

検索

<http://www.kouhoku-kurenkai.net/>

➡ トップページ左下の「自治会・町内会検索」をクリックしてください。

ご加入のお申込み

ご近所の自治会町内会の役員の方にお尋ねいただくか、下記、事務局まで入会届をFAX・Eメールまたは窓口にご持参ください。

港北区連合町内会事務局

港北区役所 地域振興課内 (4階46番窓口)

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1

電話

540-2234

Fax

540-2245

Eメール

ko-jichikai@city.yokohama.jp

港北区連合町内会・港北区は、横浜F・マリノスを応援しています。

きりとお使いください

自治会町内会 入会届

住所 〒

港北区

氏名

電話番号

事務局使用欄

(受付日) 平成 年 月 日 (受渡日) 平成 年 月 日

自治会町内会 :

地区連合町内会 :

災害時要援護者支援事業の取組について（お願い）

港北区では、平成 20 年度から災害時要援護者支援事業について、地域の実情に応じて、自治会・町内会と要援護者情報の提供に関する協定を締結し、実施地区の拡大に努めてまいりました。

このたび、地域の支え合いの取組がさらに進むよう、地域に取り組んでいただきたいことをまとめましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

災害時要援護者支援事業の目的

日頃からの地域での支え合いの取組によって、地震等災害発生時に、要援護者の安否確認、避難支援などが迅速に行われる。

災害時要援護者支援事業の取組

【平常時】

- ・[顔の見える関係づくり] 日頃からの声かけ、あいさつや見守り、訪問を実施
- ・[情報の整理収集] 要援護者情報の整理や町内の危険個所などの把握
- ・[助け合いの体制を検討]
安否確認や支援方法、情報伝達方式などを話し合い共有しておく
- ・[いざという時に備えて確認・訓練] 避難ルートの確認や訓練を実施

【災害時】

- ・[ご近所同士助け合って安全に避難]
災害情報伝達、安否確認、救出救護、避難誘導



◇地域にお願いしたい取組◇

- ① 名簿等を活用し、**見守りの実施**（年に 1 回以上の訪問）。
必要に応じて、様々な地域の見守りを行っている**民生委員・児童委員**と**協力・連携**して実施してください。
- ② その他